

午前 10 時 7 分 開会

議長（山内 馨君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 1 回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、16 番 重里 勉議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 24 番 藪野 勤君、25 番 北出寧啓君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 2 月 17 日 1 日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 2 月 17 日 1 日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 9 年第 1 回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より本市の発展と市民生活の向上のため力強い御支援と御協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、公営住宅前畑 5 号棟改善工事ほかの工事請負契約の締結について提案をさせていただいておりますので、議員の皆様におかれましては、よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。どうぞ何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（山内 馨君） この際お諮りいたします。

本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（公営住宅前畑5号棟改善工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第1号、工事請負契約の締結について（公営住宅前畑5号棟改善工事）について説明を申し上げます。議案書1ページをお開き願います。

提案理由の説明を申し上げます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公営住宅前畑5号棟改善工事でございます。工事請負者は泉南市信達市場1887番地の3、野村建設株式会社でございます。請負金額は2億5,725万円でございます。仮契約日は平成9年2月4日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札事項並びに工事発注につきましては、参考資料といたしまして3ページから11ページに添付をいたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたしまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

3 番（小山広明君） ただいま市長のごあいさつもあり、助役の議案の説明もあったんですが、この議案は前回の議会で否決をされたという、そういうところで再度議会の方に、入札などをやりかえたと思うんですが、そういう形で出されたと思うんですが、前回の否決に対して市長はどのようにお考えであるのか。

それから、今回議案を提案するに当たってはどのような——否決という事態を受けて、いわゆる改善といいますか、そういうものをどうされたのか。

それから、基本的なことではありますが、入札の目的とは一体どういうことなのかということを経営としてはもう一度説明をいただきたい。入札に関しては社会的にも随分大きな議論をして、公共事業は3割高いんではないかということも一般に言われておりますし、談合の問題もなかなか事件としてはなくならないという問題がありまして、果たして入札という真の目的が実際の行為において果たされておるのかということを経営は危惧するんですが、その点でお述べをいただきたい。

それから、地域改善事業という説明もあって、いわゆる同和事業という事業の契約議案でございます。すべての事業が、単に事業をするだけではないに、その事業に対する広い理解というのが当然求められるわけですが、とりわけ同和事業の事業については、この事業を通してやはり差別のない社会をつくるという大きな目的があるわけなんです。この事業の執行をされるに当たって、そういう点についてどのような配慮を経営としてはやっておられるのか。今後、今までやってきたことも含めてどういう評価をされておられるのか、その辺をお述べをいただきたい。

それから、いわゆる同和事業が、市民の中ではとりわけ強力的に事業が執行されているイメージがあります。これは、市の事業というよりも国としての事業ということで、特別な財政なり国のいろいろな支援があってやられていると私は理解しておるわけなんです。そういう点での説明が十分されておらないということも、市民から見れば、なぜ同和地域だけが事業が進むのかという思いにもなると思うので、その辺の同和事業を市が執行するに当たって、どういう仕組みの中でこれが行われているのかを改めてこういう議会なり、議会を通して市民なりにきちっと説明をする必要があると思うので、今年度で一応こういう同和事業というのが基本的には打ち

切られる方向にあるということですので、そういう点では恐らくこの事業が最後の事業ではないかなと思うので、改めてその辺をお聞かせをいただきたいと思います。

以上、4点ほどになりますけれども、よろしく申し上げます。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御質問の1点目について、私の方からお答え申し上げます。

去る12月議会にこの3件の工事請負契約締結の議案を提出さしていただいたんですが、残念ながら可決いただけなかったということにつきましては、非常に残念に思いますとともに、そのときいろいろ御指摘なり、あるいは御意見をいただいた部分についての整理について、当時特にそのソフト面と申しますか、例えば家賃の問題でありますとか、あるいは新築等の入居基準の問題等、まだ十分詰め切っておらない点がありまして、御質問に十分とお答えできなかったということにつきましては、反省をいたしているところでございます。

その後、それらの面について一定の整理をさせていただき、また指名基準等についてもなお、御指摘いただいた点も踏まえて今回改善をさせていただき、そして改めて入札行為を再度執行をさせていただいたというところでございますので、前回の御指摘等について十分検討し、そして改善をした中で御提案を申し上げているところでございますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいと存じます。

他の項目については、担当より御答弁を申し上げます。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの小山議員の御質問のうち、まず前回の否決を受けてどういう改善をしたかということでございます。

まず、契約の面でございますけれども、前は一部重複指名と申しますか、2つの工事にわたりまして同一の業者が指名になっているということがございました。それと、それが同時に入札されているということで、契約の方法としては妥当性を欠いておるんじゃないかという御指摘があったと思います。それを踏まえまして、今回は重複の指名は行わないということで、1業者1つの工事ということで、すべて二重に重複されている業者はございません。

それから、重複指名を行っておりませんので、入札自体は同時といいますが、同一日に順次実施したわけですが、これも重複指名がございませんので、その点については特に問題はないであろうというふうに考えております。

それから今回は、前回否決されましたものですから、指名に当たりましては前回の工事とは違う工事に指名をさしていただいております。これは、一部の業者が前の工事に指名ということになりますと一定不公平も起きますので、前回の工事とは別工事ということで指名を行っております。

それからまた、業者の数としまして、この金額からいけば一応B級の業者でございますが、2分の1を超えない範囲でC級の業者も対象といたしまして、これは当然、特定建設業の許可を持っているという条件を入れておりますが、手持ち工事を持っている業者以外は基本的にすべて指名をさしていただいたということでございます。そういうような契約面における改善を行ったところでございます。

それから、入札の目的についてどう考えるかということでございますけれども、これは当然お互い一定の、適切と思われる業者を複数指名いたしまして、その中で相互に競争をしていただくということによりまして、効率的に公共事業を執行する、適切に執行するということを確保するために入札というのをやっておるわけでございます。

金額面云々について若干御異議等が御質問の中にございましたけれども、我々としてもそのあたりは十分注意しながら、やはりこれも積算等の一定の基準がございますので、その中でそういう点にも留意しながら、今後の入札についても運営をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、地域改善事業の執行において、予算面等で一定国の支援等がある、その辺の説明が十分されていないんじゃないかということでございます。この点につきまして、具体的にはまた事業部の方で答えていただきますが、当然地域改善事業ということで、特別の法律に基づきまして一定の配慮をいただいておりますので、この期間内に我々としては早急に執行していく、国あるいは府の支援を仰ぎながら執行していくというのが基本的な考えでございますので、よろしく御了承賜りたいと思っております。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、地域改善事業の財源問題につきまして説明させていただきます。

まず財源といたしましては、国費が3分の2、それから府費が30分の4、トータルとして8割の補助をいただいております。残りにつきましては起債を100%認めていただいております。

以上です。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 一度の答弁で全部終わるように丁寧に答弁していただきたいと思うんですね。何か行政の答弁というのはぶっきらぼうで、よくわからない。後の方の説明が具体的な説明があったんで、これもわからないですね。80%いただいとると。それはそれでいいですよ。だから、じゃ一般工事はどうかというのを、わかり切った話かもわかりませんが、そのことで財政的に同和事業が地域、地方自治体に負担を与えてるんじゃないかという1つの声もあるわけですから、そういう点を十分説明をわかるように丁寧にしてもらいたいと思うんですね。

起債が100%だと。じゃ、一般工事で住宅工事をやる場合にはこうなんですよと、だからその分だけ市の財政に負担をかけないわけですから、同和地域がなければそれは一般的な工事でやるわけですからね。そういう点ではほかの市全体の整備がそのことによって進むわけですから、そういうことを十分して、同和事業というものが、財政面からいっても1つの運動の成果の中でやっぱり市民全体にも貢献しとるんだと。確かに、同和地域だけに施策をしてる事業もありますね。これはそれでちゃんとそういう説明をすると。

金額のことをグロスにして、1つにして、やっぱり負担をかけたんじゃないかという話があるんだから、金額的にはそういうことは負担ではなしに、むしろ市全体に貢献をしとるというような、そこまできちっと1回の答弁でももらえれば再質問する必要ないんでね。何かわかり切った者同士で答弁するんじゃないしに、ほんとに市民に答えるという姿勢でやっぱり答弁をしていただきたいと。これだけの説明ではなかなかわかりにくいと思います。

それから、市長の方からは理念的な答弁があったんですが、家賃面とか入居基準とか、工事契約をする段階においても明確でなかったことが、

前回否決のときの議会の中で議論があって、それを反省して一定整理をしたという答弁があったわけですから、じゃこれは当然どういうことがあったのかはやっぱり答弁の中できちっとしてもらわないとわからないでしょう。そのことが否決されたことの問題としてとらえているのであれば、そのことは丁寧に、どうなったのかということはちゃんと御説明をいただきたいと思います。

それから、助役の答弁の中でも、入札の目的ということで私は聞いたんですが、やはりそれは税金で運営する性格から、1つの求めるグレードに対してより競争していただく中で、より効率的にというんか安くというんですか、そういう税金の有効利用の中でやると思うんで、そのために入札をしとるんですが、日本の長い慣習の中でほとんど下請とか孫請とかひ孫請とかというのが一般化しておる中で、本来丸投げはだめだということは言われておるんですが、そういう下請に出すこと自身も、本来の目的から言えばやっぱりなくしていく方向に役所はリードせないかんと思うんですね。それを何か、この間の議運の中でも4,500万円までは下請してもいいんだということ、それはそうかもわかりませんが、やはり取った業者がその能力においてやる仕事ということを役所としても指導していかないと、有効な税の用途にはならないと思うんですね。

私は何回も、業者の自主性というんか、業者の主体性に任して、下限価格をするべきでないんじゃないかということは、今までも言ってきておりますわね。やっぱり役所が下限を決めるというのが見えないでしょう、我々議会にも市民にも。僕は、やっぱり役所の考えというのは甘いんじゃないかと。もっと業者というのはいろんな情報を持って、いいものを安く入れる、正規な形で入れるルートを持つとると思うので、そういう点では、上限は予算がありますから、そんなたくさん入札を入れてもらったって落札できないんですけども、下限については、一定資格審査もして、ちゃんと信頼のできることを指名するわけですから、その業者ができもしない値段を入れて、それで手抜き工事になるというような心配は、それこそ競争の中で僕は淘汰されていく問題だと思うんですね、そういうことをしたらですよ。

信用もあるわけですから、1回きりでそれで終わるんだったら別ですけども、そういうことが、もしや安い値段を入れて手抜き工事をしたとなっ

たら、その会社の生命にかかわるわけですから、そんなことは普通するとは余り考える必要はない。もしそれがなされた場合でも、日本の場合には法治国家ですから、法に基づいて処置をすればいいわけですから、そういう点では余り役所が下限価格をだれにもわからない形に入れるということになりますと、業者は一生懸命努力をして価格を入れるというよりも、役所の下限価格がどこにあるんかということを知ろうとしますわね、絶対に。そこに政治家が絡み、あなた方の、高級官僚というんですか、そういう決定権を持ったところに何とかアタックをしてその金額を聞き出そうとするでしょう、業者かてやっぱり死活問題ですから。それがいろんな形で汚職問題につながるとるんじゃないですか。

そうじゃなしに、業者がちゃんと自分とこの実力の中で、ちゃんとやる金額を入れることを信頼をして、下限価格を取るべきじゃないですか。あなた方が唯一言う、低い価格で入れてもらったら手抜き工事が行われるという、このオウム返しというんか、いつもそのことを答弁してますけどね、僕はそんなことは余り説得力も何もないと思いますよ。そういう点で、下限価格を決めるということについての問題性を私指摘しとるんですが、そのことについてどうなのか。さっきの入札の目的からいってもね。

それから、私自身は、もちろん家賃とか入居基準の問題も確かに——それが主要な理由で私は反対したわけじゃないんでね。そういう入札のやり方そのことにやはり今の重複指名があるということを経験した理由として反対をさしていただいた。もう一つは、同和事業を進めるに当たって、全市民的な理解を得る努力が役所には欠けていると。これは従来から私が言っことなんですが、そういうことも一つ加味して私は反対をしたんですが、今もあつた中で、同和事業というものをやるという——この目的をですわね。直接差別をなくしていくという直接的な事業があるわけじゃないでしょう、なかなかね。啓発と云うたって、そう簡単に成果が上がるものではない。同和事業でもしかりですわね。

だから、なぜ同和事業が差別をなくしていくことにつながるんかということにもなかなかストレートに答えることができない問題。差別問題というのは、差別を受ける方があるし、差別をする方と言ったらおかしいけど、差別を受けない方ですわね。そういう問題があるから全市民的な課題です。私はこれ関係ないんだという問題ではないと思うんですわね、差別問題は。

そういう点では、なかなかわかりにくい、本当に事業としては一番やりにくい問題であるだけに、私は同和事業についてはやっぱり行政が十分に市民の皆さんに、なぜこれが必要かということは、本当に力を入れてやらないと同和事業の目的が達成しないんじゃないかなという...。これは言うたからすぐ、これがないからすぐそれで私は反対ですよという性格のもんではないと思いますけども、改めて最後の事業になる段階で、市長におかれてもこのことについて...。

これ、国の施策が終わったからといって同和事業というのがなくなるわけじゃないですね、もちろん。そういうものがある限りは、行政、政治の責任としてやっていかなあかんわけですから、私は前々から、それはまだそういう問題があるのに国の財政が一方的に切られるということについては、この問題だけではなしに、あらゆることが今国が地方に押しつけていることの一環であるというふうにとらえとるわけなんですけども、そういう点で市長に同和事業に対する市民への理解の努力については、一定総括的に今日までを振り返って今後どうするのかということをご聞きをしておきたいと思います。

以上です。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 同和対策事業についての総括的な成果と申しますか、御質問ということでございます。

御承知のようにこの3月で地対財特法が期限切れを迎えるわけでございます。今日まで泉南市におきましては相当期間、特にハード面中心に同和対策事業を遂行してまいりました。これはもともとやはり生活環境面、これの立ちおくれというのが1つの大きな課題であったわけでありまして、これらを整備することが地域改善に大いに役立つという理念のもとに、法的な特別な助成措置を得る中で、それぞれの自治体、行政が取り組んでまいったところでございます。

本市におきまして今日まで、今回上程さしていただいておりますような公営住宅あるいは道路、それから用排水路あるいは農道、そして公共下水道、こういうものを中心にやってまいったところでございます。その成果がありまして、相当改善がなされたというふうに思っております。

これは、もちろんそういうハード面の整備というのは、地域内の改善に

貢献することはもとより、それだけにとどまらずやはりその周辺の皆さん方、地域、そして市民全体の利便あるいは環境改善に大いに役立っているというふうに私は認識をいたしておりますし、またそうでなければならないというふうに考えております。

例を出しますならば、例えば市場岡田線につきましても地域改善でやったわけでございますけれども、それは一方では都市計画道路、市の骨格道路としての位置づけがあり、今日、市場地区からりんくうまで一貫した幹線道路として大いに6万2,000市民の皆さんが御利用になっておられるということもございまして、従前ですと用水路につきましても、例えば赤塚水路というような水路につきましても、同和対策事業でやりましたけれども、岡田地区の皆さんが大いに利用される用水路でもございましたし、また座頭池から岡田の方に向かいます農道につきましても、その地域の皆さんと周辺の皆さんとがお互いに利用し、そしてその道路によって交流も深まり、また地域の改善がなされるという幅広い目的のもとになされておりますし、そういう面におきましては、この同和対策事業というのは、私は泉南市全体にとりましてもやはり大きな価値があったのではないかとこのように思っております。

なお、進めております下水道に至りましては、御承知のようにこれは同和対策であるとかあるいは一般対策であるとかということではなくて、やはり早く市域全体に普及をするという観点からぜひとも必要なものでございます。これらについても一定の普及も見込めたということでございます。この法期限を迎えるに当たって、最後に残された残事業としての公営住宅の改善並びに高齢者向きの住宅ということで、きょうその契約の御審議をいただいているところでございます。

なお、ソフト面につきましても一定の改善を図る中で推し進めておまして、これは法期限を迎える中で廃止あるいは継続、そしてまた所得制限等を含めるという中での一定の整理を大阪府市長会の中でも行っておりますので、より市民の皆さんに御理解を得られる内容で進めてまいりたいというふうに思っております。

また、啓発とか、そういう人権にかかわる問題は、これはやはり今後も市全体の問題として取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございますので、特にハード面については、一定のこの法期限をも

って残事業の完遂を目指しているというところでございますので、御理解を賜りたいというふうに存じております。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の方から、小山議員の方から契約の観点で2点ほど御質問がありましたので、お答えいたします。

1つは下請の問題でございまして、今後下請というのとはできるだけなくすべきではないかという御質問であったと思うんですが、現在でも大体、いろんな工事につきまして、やはり下請という制度をとっております。建設業法におきましても一定、いわゆる丸投げ、一括の下請は禁止されておりますけれども、制度としての下請ということが認められておりまして、それについての規定もあるところでございます。したがって、下請そのものをすべてなくしていくということは少し難しいんじゃないかというふうに考えておりますし、また下請をすることによりまして、受注された以外の中小の業者さんの育成ということにもつながるのではないかとこのように考えております。

それから、最低価格の問題でございますけれども、これも廃止をしたらどうかという御提案がございましたけれども、やはりさまざまな競争の中で、本来的にはその価格でできないような形の場合でも価格を設定されて落札されるというケースは、可能性としてあるわけでございます。我々発注者といたしましては、公共工事を効率的に実施するとともに、そこに安全性と申しますか確実性、こういったものもやはり確保しなければならないと考えております。公共事業が不執行になった結果、市に損害をこうむったり、あるいは市民に非常に大きな迷惑をこうむるということも考えられるわけでございますので、やはり適正な最低価格の設定というのは必要であろうというふうに考えておりますので、この点につきましては、今後とも一定の最低価格の設定をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 小山議員の方から、家賃、入居基準はどういうことであったのかということの御質問がございましたので、若干その件に関しまして御説明をさせていただきたいと思っております。

家賃につきましては、先週一応一定の考え方、暫定の改正案を提出させ

ていただいたところでございますけれども、この家賃の改正につきましては、かなり以前から家賃の値上げについて意見も出されておりましたし、私どもも検討してきておった中でございますが、昨年8月に新公営住宅法ができたということの中で、御提案さしていただくのが若干遅くなったという経過がございます。

今回の暫定家賃の改正につきましては、旧公営住宅法に基づいての改正でございますけれども、改正の理由でございますけれども、旧公営住宅法の改正の理由といたしましては、物価の変動に伴って改正の必要があると認めるとき、または公営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認められるとき、または公営住宅の改良を施したときということの理由の中で該当いたしておりますので、今回値上げ幅につきましても、平成10年4月からの新公営住宅法の額をにらみ合わせた中での設定ということで考えております。この額につきましては、今後当然入居者等にも説明を申し上げ、御理解を得る努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、現在建設中でございますA号棟、老人向け住宅につきましても、平成9年度に入りますと入居の手続をしていかなければならないということの中で、入居基準等について案を御提示させていただいております。当然、老人向けということと、身体障害者向けに建設をいたしておりますので、入居の条件としては高年齢者がおるということと、または障害者がおるという条件とか、同居親族があることとか収入基準、その辺のもろもろの関係等を規定させていただいた中で制定をさせていただいております。

なお、今後この進め方でございますけれども、現在まだ所管の協議会にも正式な御説明を申し上げておりませんので、次の所管の協議会等に説明申し上げ、御理解いただいた中でこの作業を進めるということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、事業費について説明させていただきます。

事業をする場合には、まず国費の対象事業となるかどうかの判断がございます。国費の対象事業になる場合には、まず国費の対象事業費という枠がはめられます。1つの事業をする場合に、その枠内全体でできる事業と、

市のある一定の、このときにある程度の追加をしとったら将来的に有利に使えるということで、要するに国費の事業にプラス一定の規模の内容を、またつけ足す事業というのもあります。

それで、その中で、それでは地域改善等国費と一般向けの事業とどれだけ違うかという御質問ですが、まず一般の場合でしたら、住宅の場合でしたら国費が2分の1でございます。府費はゼロです。それで、国費の残の2分の1の85%が、まず起債の対象となっております。これは、対象事業外の経費もありますので、その対象事業外は全部、100%市の持ち出しです。

それと、地域改善事業につきましては、3分の2国費が出ます。そして府費が、先ほど申し上げましたように30分の4、トータル30分の24、8割の補助が出ます。残りの2割の分は、起債が100%充当されます。それ以外にやはり対象外工事というのがありますので、その分は100%市の持ち出しですが、これにつきましては登録事業等につきましては大阪府さんとの交渉等ありまして、若干の起債、それなりに若干の府費の交渉もさしていただいておりますし、過去にも多少ながら実績も上がっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 何かかゆいところへ手が届かんような答弁の中身もあって、このまま議論していてもなかなか詰まっていけないなという雰囲気をして、最後の採決のときにそのことも含めて判断せないかなという思いにあるんですがね。

余りあれですが、1つ最後にしときますが、市長の再度の答弁がございまして、市場岡田線などは同和事業でやって、当然これは全市的な利用に供して貢献をしておるといことももちろん直接的ですし、当然同和地域がなければそれは一般事業で都市整備をしていかないけないわけですから、そこに特別な、今の8割という補助金がありということですから、これは市の努力というよりも、長い間差別に苦しんできた方たちが、地方の自治体だけを責めるというよりも、求めるんじゃなしに、国の問題としてやっぱり長い運動の成果、国の施策として実現してきたというのを本当に十分に私はまだ理解をされておらないと思うんですね。だから、こういうも

のを全部グロスにして、同和事業にこれだけの費用を使ってきたやないかということだけが議論されるというのは、ほんとに私は意図的に感じざるを得ないわけですね、そういうことでないわけですから。

そういう点についてやっぱり行政が、そういうことが言われておることについては、本当に深刻な問題として、全市民に同和事業は何であるかということをやらないと、私は同和事業そのことが新たな差別感を増幅させていくんではないかなと、そういう思いを持っております。

私は、この問題がいろいろあって、地域の方にもいろいろお話を聞いたりしております。こういう解放運動がまだないときには、もっと若者は自信を持っておったと。今どんどん若者が地域を離れていくと。だから、同和事業なり解放運動そのものを否定するんじゃなしに、ほんとに彼らの努力が社会に通じないということの私はあらわれではないかな。そういう一つの運動なり行政の積極的な取り組みがないときは、みずから生きていくわけですから、ある意味で自信を持ってその地域で生きてきたと。

しかし、個人の努力には限界があるわけですから、そういう点で運動をしたときにもっと大きなリアクションがあって、若者に自信を失わして、やはり若者が地域から出ていくという現実があるということを知ったときに、この同和事業というのは、単に同和地域の人たちの問題ではなしに、本当に私たちの社会が差別をする地域をつくって、その上にある、その構造の中にある社会に我々は生きておるんだと。この日本社会そのものが、差別をする地域をいまだにある意味で残しながらあるということの反省が、この全体社会に生きる人間一人一人がやっぱり担わないいけない問題ですね。

女性差別にしても障害者差別にしてもそうですわ。障害者差別があるという社会に生きておる責任は、障害者だけの問題じゃないですよ。そういうものは、差別問題というのは、そのことに触れない限りなかなか自分の問題として切り切らない。そういう困難さがあるときに、私は同和事業が、このハード事業が打ち切られるというこのときに当たって、本当に深刻な総括をしないと、またこの問題は地下に潜るというんですか、見えないうちに隠れていくんではないかなと。そうしたらまた解決がおくれていくということで、この同和事業が国の施策として消えるということについては、私は大変大きな危惧を持っております。

そういう点で、市長の総括的な発言には甚だ私なりには納得しない部分

もありますけども、まあひとつこういう問題はきょう言うてきょう解決する問題ではございませんので、ほんとにこの問題は、取り組む地方と取り組まない地方がこれから落差が出てきますね、当然に。同和地域がないところにとっては、全くこういう問題は課題にもならないと思いますよ。そういう深刻なところに入っていったときに、被差別部落の皆さんの中にも昔ほどの運動、立ち上げてきたときの運動の熱意が僕らにも思えない。それはそちらの原因だというんではないですよ。そういう状況の中で、一体同和問題を本当に社会全体の課題にしていけるだろうかというようなことを心配せざるを得ません。

それから、福田さんのお話で、下限価格を取るつもりはないという発言で、適正な下限価格という、その適正が我々にわからないんですよ。あなたが適正、適正と言ったってね、市民にも議会にも適正なのかないんかわからないんですよ。だから、そういう適正かどうかということを、役所の思いだけじゃなしに、もう少しわかることにしないとイケないと思いますし、僕たちは業者の努力が出てくるようなシステムにせないかんと考えますよ。

私、さっき何回も言いましたけども、下限価格をあなた方が決める限り、本当に一生懸命入れた価格が下限より下がったら失格でしょう。そして、そんな努力する人おられますか。それよりもその価格がどこにあるかということを探ろうとするでしょう、そら当然。そこにやっぱり汚職なり癒着なりいろんな問題が起こるんじゃないですか。そのことが社会的な危機ですよ、そういうことが業者の関心事になったら。じゃ、業者がちゃんとした、やれる価格を入れても失格になりますわな。それが本当に信頼的に入れたものが低くて失格になったら、その業者に対して補償できますか。あなた方の適正というのは適正でないということが証明されるんですよ。

それだけの問題ですから、やはり業者の自主性を重んじてやると。そのことを破った——当然破る人はありますよ、そら。破ったときにもちゃんと手当てできる制度をつくっとけば、それほど社会的な大きな問題にならないんじゃないですか。だからもう少し、長い間の入札制度に泉南市はもっと抜本的に取り組まないと立ちおくれますよ。そういうことを意見として申し上げておきます。

それから、中谷さん、何か所管の協議会にまだ報告しておらないんでこ

こには示せないという結論でしたが、そのことが前回の否決の1つの議論だったのであれば、きょう採決をする前においての説明に欠かしてはだめなんじゃないですか。だからそれはちゃんと——それが審議のことであな方も1つの原因だと受けとるのであれば、どういう基準をつくられたのかですね。

あなた方が今説明したように、旧公営法でやったということで、いわゆる物価、それから周りとの均衡、それから改良が施されたかということですから、このことについては基本的な考え方を示して我々の判断の材料にしてもらいたいと思いますし、私は、この問題は当然市営住宅の払い下げ問題のところの家賃の問題も絡んどると思うんですが、それが今出されている前畑、宮本の住宅の家賃の問題と私は微妙に絡んどるというふうに感じるんですよ。

というのは、向こうはずっと、市が正式な意思決定として払い下げをするということですから、払い下げするための業務をずっと進めてきておりますわね。そういう段階の中でやっぱり家賃を値上げするということは打ち出せないですね、環境的に。そしたら、そこがそういう形で家賃の改正ができないとなると、同じ市営住宅である前畑なり宮本の住宅の家賃の問題も触れなかったんじゃないか。だから行政、向井市政——向井市政というよりも泉南市政が、単に家賃改正を怠ってきたんじゃないかということよりも、やはり市が重要な決定として、払い下げということが行政の意思として確立して、議会でも承認をいただいて進めてきたと、そういう経過があって、私は家賃の引き上げなり改正が放置されてきたんじゃないかなと思うんですよ。

そうやってまいりますと、住民の側からいえば、いまだにやはり約束したことは守ってもらわないといけないという立場にあるわけですから、そういう市がきちっと約束したことについては処理をしないと、家賃の改正について払い下げ問題のあるところと同じレベルで議論はできないんじゃないかなという思いがあるんですが、そのことも含めてひとつ事業部長、示してください。どういう基準を決定されたのか。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほど所管の協議会にも説明していないということでございますけど、先週、一定の考え方につきましては議会の方にもお

示しをさしていただいております。ただ、一応我々の所管は産業建設常任委員会の協議会でございますから、その中にはまだやっていない。その手続は我々としては踏みたいという考え方で御説明申し上げたところでございます。

それと、家賃の関係で払い下げの済んでいないところについてということでございますけれども、私どもは一定、一昨年の一二月に払い下げ問題について、払い下げはせずに建てかえということで御答弁、御回答を出さしていただいております。ですから、我々今回改正をするのは、長年改正をしていないということと、当然近隣の家賃の状況とも合わない、物価の変動もあるということの中での改正でございますから、払い下げとは関係なく我々としては改正をしたいと。払い下げ問題は、我々としては払い下げはしないという考え方でございますので、建てかえを推進するということでございますので、当然今後とも維持管理はしていかなきゃならないということの中で、当然家賃の改正は必要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 小山君、もう４回目になりますから、できるだけ簡単をお願いします。小山君。

3番（小山広明君） 回数で言われるんで、初め言ったようにやっぱり答弁をきちっとしていただければ回数は重ねなくていいわけで、その辺は行政の方もきちっと配慮していただきたいと思います。

市長なり助役の発言については、私一応質問を打ち切っとるわけですから、あとは中谷さんの問題、若干答弁に矛盾があったんで、やっぱり基準はきちっと示して、我々の採決の判断にしてもらいたいし、あなたがそこで議会にお示ししたと言うけど、議会というのはきょう初めて議会ですからね。そら非公式の間で各会派に持って回ったというのはわかりますけども、やはりきょうは市民の方も傍聴に来ていらっしゃるわけですし、議会というのは市民に公開された場で議論するということですからね、やっぱりそういうことであれば、議会に示したというその内容は、きょうちゃんここで言ってもらわないと困りますよ。

その場は、我々は聞きましたけども、議論は全然してないわけですから。もちろんこれは市長の専決案件ですから採決の問題ではないですけども、説明すれば当然我々はそれについてやっぱり１つの意見を持つとるわけで

すのでね。また、示されたのは案ですから、いろんな入居者なり議会の意見も聞きながら最終的な決定にしていくと思われるので、やっぱりそれは議長、議会に示したけど、ここで何も言わないというのは私は納得できないんでね、それだけちゃんと言っておいていただきたいと思います。

それから、払い下げ問題はもう市は決めましたと言うけど、やっぱり今まで払い下げをするということを行政の正式な意思としてやってきて、いきなり払い下げはしませんで、そんなことが通るわけないでしょう。そのことが今話し合いがついてないんじゃないですか。それは当然、払い下げをする住宅については、家賃の値上げというのは持ち出せないでしょう。だから、そういうこともちゃんと整理してわかるようにしないとね、ただ、それも対象にして家賃を上げるんだと言ったって、そんなん納得しようにもできないですよ。それが市営住宅の前畑、宮本の家賃が据え置きになった問題にも私は絡んでるんじゃないかという問題提起をしとるわけですから、そういうことも含めてちゃんと納得することをしないとね。

それから、市長もやっぱり同和事業についてやっとするわけですので、一番立ちおくれしてる住宅の問題ですね。一般の市営住宅が同時にほんとは並行して建っていかないと、何で同和地区だけ住宅建つんやと、こうなるわけですから、そういう点も含めて、これは蛇足になったというんか打ち切った質問に絡んだことですから、ちょっと言い忘れたんで言うておきますけども、やっぱり同和事業を進めるということは、ほかの市の整備も同時に進めていかないとなかなかそういう理解にはならないということで、これはひとつつけ足しになりましたけども、意見として申し上げておきます。

あと中谷さんの、そこだけちょっときっちりしといてくださいよ。払い下げの問題はまだこれから議論しますから、私はそういう見解を持つとるんでね。ただ基準を議会に示したという、そこだけはひとつ議長、よろしくお願いします。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほど申し上げましたように、一応案は示さしていただいております。それから、我々として今後入居者にも説明をさしてもらわなければならないし、当然所管の協議会等の意見を聞いた中で最終的に決定をするということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、我々が一応案としてお示しをさしていただいた金額でございます

すけれども、まず市営前畑と宮本住宅の方でございますが、今回の改正は一応応益方式というんですか、旧公営住宅法によります、若干面積によって差をつけさしていただいております。それと、改善した分につきましては計算上若干割高というんですか、金額的には上がるということで御理解賜りたいと思いますが、前畑の2号棟、3号棟、5号棟、宮本の2号棟、3号棟でございますけれども、1カ月4,000円以内ということで我々は考えております。それと、前畑の8、10号棟と宮本の5号棟ですけれども、これは面積が若干広いということで、1カ月5,000円以下ということで考えております。それと前畑1、6号棟、宮本1号棟、増築後の前畑5号棟でございますが、1カ月1万円以下ということで考えております。それと、前畑7号棟、増築後の宮本5号棟でございますが、1カ月1万1,000円以下ということで考えております。それと、現在建設中の前畑A号棟の家賃でございますが、1カ月2万3,000円以下で考えております。それと砂原住宅、高岸住宅、氏の松住宅、旧の木造住宅でございますが、これを1カ月4,000円以下で考えております。それと長山住宅、簡易耐火でございますが、これを1カ月6,000円以下ということで考えております。

今後十分入居者にも説明をさしていただきまして、所管の協議会にも内容等を十分説明さしていただいた中で、最終的に決定をさしていただいて、平成9年度の途中からでございますけれども、我々としては改正をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後にしときます。

初めてこういう金額が示されて、十分入居者ともその辺は理解を得る説明をされた上で、適正な執行をしていただきたいと思います。何らかの形でこのことはやっぱり改正していかないけない問題ですので、今日まで長期間改正してこなかったことについては、やっぱり急に影響があるというのも一般生活をにとって大変ですので、その辺も十分配慮した上でやっていただきたい。平成9年度途中からということで、時期は示されておられません、こういうものもできればきちっと時期を示してお願いをしたいと思います。

それから、先ほど言ったような払い下げ問題については、その辺は十分納得のいく配慮をした上でするべきだ、そういうように意見として申し上げておきます。

以上です。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———林君。

14番（林 治君） この関係の住宅の、特に契約問題が出てきてからもう何年にもなるわけですが、特に私はまず7年度の際に、これは7年の12月の恐らく22日であったと思うんですが、問題が出ましたときに、同じこの建設関係の入札で質問をさせていただいたときに、当時福田助役の方から私の質問に、業者については地域に精通してる者でないとだめだというふうなことが、いわゆる業者の選考の基準だというふうにいる言われました。大分これで押し問答のようなことにもなったわけですが、今回出てきた選考では、私が当時言ったことについて、結局こういった全くあいまいもことしたようなことを基準にして当時選考してたこと自身が、やっぱり正しくなかったということについての反省をしたのかどうか。それから、そういうことでえらい適格性、適格性と言うたわけですね。ですから、そういうことが1つ。

それと、このときにも問題を提起して、昨年3月の11日から28日に開かれた、だからこれも最終だったと思うんですが、議会で、先ほども出しましたが、市営住宅の家賃問題で6月議会までに所管の常任委員会の方に——これは去年の3月議会の話です。6月議会の前までには所管の常任委員会へ御報告をさせていただくという考え方で進めておると。だから、今住宅の家賃についての具体的な考えは持っておらないけれど、6月議会には出すというのが、当時の中谷部長の答弁であったんです。

きょうの段階でも担当の常任委員会にまだ御報告をしていないということなのでね、それで今本会議でぶっつけで提案を出されてきた中身は、先ほどの報告ですが、何か家賃について幾らか以下とか、例えば前畑と宮本のいわゆる改修してないところは1カ月4,000円以下とか、それから昨年12月に出了た共益費の問題とか、そういった問題もいろいろあるわけですが、やはりこういうことがきちっとやられるということが、膨大な予算をかけて住宅を改修や建設しているにもかかわらず、そういったことについて何らきちとした方針が、この段階では示したというふうに見える

ない状況ではないかなというふうに思うんです。こういうことでは、本来この議案の実際上も前提条件になってる問題なんですから、きちっとやるべきだと思うんですが、こういった点について一体どのように考えておるのかですね。

それから、私、質問の前に若干資料を要求しました。本議案の中に請負を落札された業者の方のことなんですが、私の資料では、それぞれの業者の方が、今巷間ではいろいろと——この個々の業者の問題という意味ではなしに、一般的にいろいろ全国的に事件が起こってますが、例えば北海道の崩落事故がありましたですね。

あのときに北海道の道路局ですか何かすぐに、もと北海道の道庁であったOBの人がしてる会社に、ボーリングの調査を3,950万円で発注した。その業者が丸投げで、大体引くのは3割です。3割頭ピンハネして7割で別な会社に発注した。丸投げで発注した。3割取るのが当たり前になってるらしいですが、その次に下請した業者もいわゆるOBの連中がつくってる会社であった。そこがまた次の別な、東京に本社を置いてるところに発注した。そこもまた北海道からOBが行って社長なんか構成してるところであった。そして、その次に現場の方で仕事してる今の業者に発注された。何ぼやといったら、1,000万円切ってるんですね、2本のボーリングで。それが4,000万円で発注されたというようなことが、新聞報道でつい最近もありました。

ですから、頭をはねて丸投げするというのは、絶対許されないことなんでね。そうすると、みんなのとうとい市民の税金ですから、国からお金が来る云々はやっぱり国民の税金ですから、そういう意味で、そういうことがあってはならないことだと思うんですけども、市長はそういった点について、うちの仕事でそういうことは絶対ないというふうにはっきり言えるのかどうか。そして、そういうふうにはしていないと言えるのかどうか。

私は、資料要求で出したのは、その会社がそれだけの仕事をする能力を持ってるかどうかを示す資料として、従業員として雇用保険も持って、そのほかちゃんと従業員として採用した場合にいろんな、労基法にかかわってありますね。そういうことをちゃんとして、技術者も抱えてるんか。そして、その技術者の数も含めてどんな会社か。今出されてるのは大体2億に上る事業ですから、それぞれの業者がそれだけの仕事ができる会社と

してあるということが前提ですから、それでお尋ねをしたんですが、そういう保険等についても、これらの示された資料については全部満足してるんかどうか。

これは具体的に請け負った業者のことですから、別にお名前も出てるわけですから構わないと思うんですが、あとの分もありますけども、まず今提案されてる分については、野村建設の場合は7名の従業員がおり、技術者がそのうち2名おり、一級建築士が1名、二級の土木施工管理技士が1名おりというわけですが、これらについてそういう内容のものであるのかどうか確認を含めて、また市長の答弁をいただきたいと思います。

もう1つ、特定建設業者の内容について、それも一緒に示していただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の方からは、林議員の御質問のうち、平成7年の議会の関係で、業者を選ぶ際の条件といたしまして、地域に精通している業者ということで答弁をさしていただいておりますが、今の御質問で、それが今回の場合正しくなかって、反省してるということではないのかという御質問であったというふうに思いますが、業者選定は、請負の業者の指名事務処理要綱というのがございまして、これに基づきましているんな諸条件を総合的に勘案して決定しておるわけでございます。

多数の中から一定の業者数を選択する場合は、そういったさまざまな面から多角的に検討して、最適の業者というものを選ぶわけですが、7年の12月の時点のものにつきましては、選択の幅も業者数の点からいいましても一定の選択ができるという条件がございましたので、最適という意味では、やはり地域性、地域に精通している業者ということが重要な条件であるということを選択をさしていただいたわけでございます。

今回は、重複指名を避けるという前回の議会からの経過もございまして、その中でなおかつ3工事で、1工事7社以上入れるということがございまして、特定建設業の許可を持っている業者数からいいましても、手持ち工事を持っており業者以外すべてを入れなければその数にならないということもございまして、対象の幅を広げたということで今回の指名になっているという御理解をいただきたいと思います。

以上、それ以外の点につきましては、担当課長等から答弁させていただきます。

きます。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、家賃の件につきまして御答弁をさせていただきますと思います。

先ほど林議員の方から昨年6月議会までにとということで御答弁をしてという御指摘がございました。確かに、我々としても昨年早い時期から家賃の改正の作業に入っておったわけでございます。ただ、その中で、先ほどの質問者にも御答弁さしていただいておりますけれども、新公営住宅法が昨年の春ごろから改正の動きがあり、また8月には施行されたということの中で、家賃の考え方も変わってきたという状況の中で、その辺とのすり合わせ等が必要であったということで、提案が大変遅くなったという状況でございます。その改正がなければ、我々としては昨年出せるような準備はしておったという状況でございますけれども、若干遅くなって皆さん方にも大変御迷惑をかけておるわけでございます。

今回、先ほどの質問者にも御説明をさしていただきましたけれども、説明させていただいた金額につきましては、平成9年度途中から平成10年3月末までの暫定的な家賃改正ということで考えております。現実にはまだ所管の協議会等にも、日程等の関係もございまして、説明をさせていただいておりませんけれども、この臨時会が終わった後、当然所管の協議会の正副委員長とも御相談を申し上げ、時期等を早急に詰めをさせていただいた中で説明をさせていただくと。それとあわせて、当然入居者等への説明もせないかんわけでございますけれども、その中で我々としては決定をしたいというふうに考えております。

先ほど共益費等の御指摘もございました。過日の決算委員会でも御指摘がございました。我々としても共益費についてどれくらい要ってるかということの積算もいたしております。そのような中で、今回共益費等をいただくと考えておりますのは、新たに建設された老人向け住宅については、現在エレベーターがついております。当然、ランニングコスト等もかなりかかりますので、その辺について今回新家賃の決定、入居のときから共益費もある程度負担をしていただくという考え方でございます。

以上、簡単でございますけれども、御説明とさせていただきます。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 私の方から、従業員の確認、2点目としまして丸投げの事実確認というんですか、それと特定建設業の中身の説明をさせていただきます。

まず、従業員の確認につきましては、建設業の許可を取っている業者につきましては、公共事業を受注する場合におきまして毎年、営業所を都道府県、大きく持つておられるところにつきましては建設大臣の申請、そして大阪府内に営業所を構えてるところでしたら知事の経営事項の審査を受けなければならないということになっております。その場合、そのときの提出書面の中で従業員の数等の報告事項がございますので、泉南市としましてはその辺の事実確認はしておりませんが、申請どおりの職員が存在しているという認識、判断をしております。

それと、丸投げの実態調査なんですけれども、建設業法22条1項で、建設業者はその請け負った建設工事をいかなる方法をもってしても一括して他人に請け負わせてはならないと。そしてまた、それを受けることができないという条文もございます。本市としましては、丸投げの実態はないと判断しております。御指摘の点につきましては、今後工事の施工管理等の中で厳しく業者に指導、監督、監視していきたいというふうに考えております。

3点目の特定建設業の関係でございますが、技術的な点からいきますと一級建築士あるいは一級建築施工管理技士です。この資格を取得しておりましたら特定建設業の許可を取れるということにして、その金額からいきますと3,000万以上、建築につきましては4,500万以上ということになっております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一括下請についての御質問だったかというふうに思いますが、先ほど契約検査課長が御答弁申し上げましたように、建設業法22条第1項で一括下請負というのは禁じられてるところでございます。したがって、本市におきましてはそういうことがないというふうに確信をしているところでございます。

〔和気 豊君「調査をした結果かどうかということを知っているのや」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） まず、福田助役、指名選考委員会の責任者ということですが、結局はこの問題で、同じ住宅の建設の問題で、あなたが地域に精通してるのが業者を選考する基準だというふうに言って譲らなかったけれども、そういうことで今回選んだんではないということを今報告しましたね。まさにあのことが絶対的基準であればきょうも選べないんですよ。そうでしょう。そういうことが基準でやること自身に問題があったということじゃないですか。あなた方はそのことを自分で証明せざるを得なかったんですよ。議事録見てごらんください、7年度の議事録を。どれほどあなたがここで地域に精通してないかん、プライバシー保護のためにもどうやこうやとか、さんざん言うてきたんですよ。何ページにもわたってますよ。そういう答弁をしてきたことについての反省をはっきりここでしなさい、一遍。

でないかね、あのときにはきょうのような業者の選考そのものが正しくないと言うたんと一緒なんですから。そうでしょう。私はきょうのようにすべきだと言ってきたんですよ。あなたはそうできないと言ったんですよ。きょうやってきたことは正しくないと言ったんですよ、逆に言えば。（和氣 豊君「そのとおりや」と呼ぶ）やっぱりそのことについては、同じような住宅の建設にかかわる入札問題ですからね、ここで不公正なことが起こるんですよ。この前のときには、本来不公正な入札が、まあ言えばいろんなことあるでしょう。

まあ言えば、今起こってる問題は、発注する側と請負する側とのいわゆる癒着ですわ。それからもう1つは、大きく言って癒着から起こる問題、それから業者間での談合の問題、これが1つ大きな問題がありますね。そのほか、丸投げの問題から政治家と結託してる問題とか、これは行政、いわゆる官と政と、それからこの場合、業との癒着ですか。だから、そういうことがないようにして公正な入札をするのが、この入札の一番の大事なあり方でしょう。

だからその点では、やっぱりここでそのことにかかわって私がこの前指摘したのは、あなた方がこういういわゆる不公正なことを生み出す土壌をつくってきたということを指摘してきたんですから、私はそのことが正されてちゃんとやるということについては、これはいいと思ってるんですよ。

ところが、あなた方がそれを強引に強行したわけですから、やっぱりそれはそれで反省をきちっとした上で、きょう提案なら提案というふうにすべきですよ。まずその点1点。それは議事録に載ってるんですからね。

それから、家賃の問題で事業部長の方から今回改定と言いましたが、これは私、説明は今初めてお聞きするんで、資料は一応いただきましたけども。しかし、これは別に改定案でも何でもありませんね。改定案というのはもっとちゃんとした文書で、以下だとか何とか出てますが、やっぱりこういうものを出すとすれば、近隣の市町村では一体どうなのかとか、関係資料も提示をしていただかなきゃならないんですが、私、知ってるだけでも、ただこれ4,000円以下というふうに書いてるのは、例えば今の現行も4,000円以下なんですよね。これではね——私は4,000円にせえと言ってるのと違いますよ。以上にせえとも言ってるんじゃないですよ。やはり社会的に言って適正な価格、これが必要ですよ。1,050円の家賃のままで、共益費もなしで、そういうことをやってるところに、いわゆる入居問題でもいろんな問題が起こってますよ、今までに聞いてきた中では。新しく家建てて、そこを物置がわりに使ってるとか。1,050円ですもの。1カ月の子供の小遣いにも足らんような額ですがな。そうでしょう。

だから、そういう点ではきちっとした適正な価格がやっぱり必要だと、社会的に言って。みんな同じ泉南の市民なんですから。そうでしょう。特別なことをすること自身に特別な問題が起こるんです。そういった点で適正な価格にすりゃいい。1カ月4,000円以下だというふうな、ここ1年以上かかって考えてきた結果だと。そんなもん4,000円以下というように書くんだったら、別にその日に言うたって提案できる内容じゃないですか。何で1年以上かかってきたんですか。理解できないですよ。

しかも、去年の3月の議会に、担当常任委員会にそのことについてはきちっと報告すると言われてたやつが、きょうにおいてもまだないと。やっぱりこれはどう考えたって納得できるような代物じゃないですよ。きちっとこの臨時会を開く前に——これは去年の12月議会でも言ってきたことですから、きょうの臨時会にこのことを提案なされるなら、この臨時会の前に担当常任委員会においていろんな資料を具備してよく説明をする、そのことが最低限のお仕事だというように私は思いますよ。

それと、問題いろいろたくさんあるんですよ。先ほどから例えば工事の

財源内訳の問題もいろいろ言われてきましたけれども、国が半分負担する
て、實際上全体の基準があって、その基準の3分の2ですか——とかいう
ふうなことですから、実際の建設に今かかっている金額の3分の2になっ
ていないことは事実でしょう。そういうこともきちっと報告をして、数字とし
ては出していただきたいなというふうに思います。

議長（山内 馨君） 暫時休憩します。

午前 11時 34分 休憩

午後 2時 2分 再開

議長（山内 馨君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

林議員の質疑を続行いたします。林議員。

14番（林 治君） 質疑を続行させていただきます。特に私は、泉南市
の場合、特定建設業というふうにこの場合一定限ってもいいと思うんです
が、今度の仕事そのものは、そういう業者でないと受けられない仕事だ
というふうに思うんですが、まずちょっとその点、簡単に確認だけしておき
たいというふうに思うんです。

議長（山内 馨君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 今回の工事の場合、特定建設業でなければなら
ないということでございます。これにつきましては、工事規模5,000万以
上につきましては、特定建設業の許可が必要ということでございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） その場合、市として業者に、例えば一級建築士の資
格を持つそういう従業員がおるのかどうか。そういう人がおるのかどうか
ということは、雇用してるかどうかですね。私、一番最初質問したときに
資料として求めたときには、できるだけ会議が簡潔に済むようにと思って
私は事前に資料を求めたんですが、雇用関係ですね。いわゆる社会保険で
すね。例えばそういうものがどの程度前から明らかになって、従業員とし
て採用してるんか。その中に一級建築士とか技術者がおるんかどうかとい
うことを尋ねたんですが、そのことについてのまともな回答がいまだにな
いんです。今回、入札参加者のこの議案書にあります業者ですね。それぞ
れそういうものをちゃんと事前に市の方として確認をされているのかどう
か、そのことをちょっと確認したいんですが。

議長（山内 馨君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） お答え申し上げます。

ただいま議案に上がっております業者につきましては、技術者が2名ということで、その内訳といたしまして一級建築士が1名、土木専任技術者が1名ということになってございます。

それと、雇用保険関係でございますが、今回の3本ともの業者につきましては、雇用保険に入っております。健康保険につきましては、職員数等の関係もあり、現在入っておらないというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） もうちょっとちゃんと説明をしてほしいんですよ、何回も質問しなくてもいいように。入札の前に、例えば具体的に言えば、岬町とかよそもそうなんです、町段階でもこういう仕事をする場合には専任の技術者を配置してるでしょう。そうでしょう。これ、だれが答弁するんか知らんけど。助役かな。それで、少なくともその会社に一級建築士が社員として採用されてる。今、雇用保険は入ってるけれど、社会保険は入ってないと。そうじゃないです。ちゃんと全部、社会保険も岬町の方では入ってるかどうかを業者を指名する前に全部出さして、入ってなかったらもう外すと。それは、一級建築士の免状と社会保険の例えばコピーですね。全部町の方で取ってるんですよ。他の市町村も聞いたら、そんなもの自明の理だということで、私が質問をしたら、経審の方にこういうふうに出てるからというふうに言われたんで、市の方でそういうことについて確認をしてないというふうに聞いたんですが、中身は一体どうなってるのか。

例えば他の市町村では、指名業者の願いが出てきた時点でそういうものが全部ついてますと。泉南市に来たときですよ。大阪府と違いますよ。泉南市に出してきたときに全部つけさしてますというんですが、泉南市の場合はそれはやっぱりつけさしてるんですか。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えいたします。

雇用保険等は、泉南市の場合、資格審査の申請の中でその書面の提出は行っておりません。ただ、先ほど林議員さんからも言われましたように、府へ提出している経営事項審査の中におきまして、当然府の方でその点は把握しまして、加入してるか未加入であるか、その辺の確認はしております。

す。その資料は当然、泉南市のランクづけ等の関係で必要になってきますので、業者から経営事項の審査点数表ですね、それは当然提出していただくようになっております。

それと、一級建築士の雇用の関係なんですけれども、当初申請していただく段におきましては、当然資格者証を当然添付さしてますので、それが年度途中で異動等なった場合は、それにかわる異動届、それに見合う資格者証はきちっと提出するようになっております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） ちょっと今の説明では混乱を招くんじゃないですか。経営審査会というふうに言われたけど、これは大阪府の方の審査会でしょう。泉南市じゃないでしょう。泉南市の行政のことについて今論じてるんですからね。やはり泉南市が、先ほど——これは行政だから名前を言うてもいいわけですが、岬町の方で、町段階でもと言うとぐあい悪いんですが、町の方でもこういうふうにきちっと、指名業者の願いを出してきたときに、その会社の一級建築士の免状のコピーと、それからその人がその会社の社会保険に入ってるかどうか——その会社のですよ。よそへ入ってるのと違いますよ。そのことも全部確認してると。そして入札に、あなた方が業者を選考する場合に再度そのものを出させると。全部そういうこともきちっとしてると。まして、特定建設業ですからそのことがなかっちはいかんわけですが、それが経審の方での審査通ってるからとか云々とかいうふうなことでは、私はそれでは話に合わんと思うんですが、泉南市でもそのことをきちっと独自にやってるかどうかということをおは質問してるんです。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま林先生からの御質問でございますけども、先ほど課長が答えましたように、指名願の際には当然そういう資格者の有無につきましての点検につきましては、行っておるということでございます。

保険等の件につきましては、経営審査事項の中に入っております。これは公的な工事をする際には、当然一定義務づけられてるものでございますし、我々といたしましてもこの審査事項を1つ大きな要素としてランクづけを行っておりますので、この中でチェックをしておるということでござ

います。

議長（山内 馨君） 林君に申し上げますけれども、余り一問一答式にならないように、できるだけ質問事項を固めて御質問いただけたら。私は質問の内容によって、決してその回数にはこだわりませんが、できるだけ固めてお願いをしたいと、こうお願いします。

14番（林 治君） はい、わかりました。恐れ入ります。そうしたいんですが、ちょっと話がややこしいので、したくない一問一答ですけども、私は、ここは泉南市の行政ですね。岬町の方ではこういうふうにしてるといふ事例も出してるんです。岬町も大阪府下なんですけど、町として事前にそのことを指名願が出てきたときに——今助役は、私の質問にそういうことはちゃんとやってますと、こう答えたのが1点と、保険事項については経審で審査されてると。それを点検してる。その経審に出された書類を点検してるということなんで、直接市の業務としてそのことをやってるとは1つも言うてないんです。でも、うろっと聞いてると、もうちゃんと何もかもできてるように見えるんです。聞こえるんです。

私は、そういう答弁を何度も何度もやらないでほしい。ここは泉南の市議会やないか。公正な入札を進めていく上では、きちっと泉南市の行政が泉南市の行政としてやるべきことをやるべきではないかという趣旨で言うてるんですよ。そのことをやってるんかどうかということ質問してるんですよ。やってるかやってないかをちゃんと答えなさいよ、質問の趣旨に答えて。府の経審のことを聞いてませんよ。どうなんですか。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほども御答弁さしていただきましたけれども、いわゆる一級建築士等の資格におきましては、指名願の際に市の方でチェックをいたしております。それから、保険等につきましては、これは経営審査事項の中の評価の1つの項目ということでございまして、経営審査事項につきましても市の方に一定通知が参りますので、その通知書をもちまして点検をしておると、こういう状況でございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 何でそういう同じ答弁を何度もされるんですか。そういうことで質疑と答弁が平行線で、いつまでもだめだということで、質疑は終わりだというふうにさせないでくださいよ。あなたは府から来たか

知らんけども、大阪府と違うんです。ここは泉南市なんですよ。なぜそういう答弁を何度もするんですか。

ちゃんとしてると言うんやけども、指名願のときにどういう書類とどういう書類を点検してるか。市として点検してるか。ここに今少なくとも7社ですか、出てますが、7社だったら7社が全部指名願を出してきたときに、それぞれの——大阪府は100や200と違うんですよ、向こうで書類が出てくるのは。やっぱり泉南市は泉南市できちっとした審査をせないかんのですよ。それが泉南市の業務なんですよ。そのときにも担当の助役もおれば市長もおるんですよ。そうじゃないですか。それがあんた方の役割でしょう。

私は午前中からもそういうことを言うてるんですよ。泉南市としてこれらの会社が、一級建築士がどこの会社には何という名前の人がちゃんと雇用されてるかどう、社会保険にも入ってちゃんとされてるかどう、そういう点検が必要でしょう。そのことをちゃんとしてるかということを聞いてるんですよ。担当の職員であれば担当の職員がそのことをきちっと、そのことがあるかどうかを点検してるかと聞いてるんですよ。非常に簡単な質問なんです。なぜこういうふうに何度も質問しないとわからないような答弁をなさるのか、私はわかりません。質問の趣旨に沿ってきちっとした答弁をしてください。

だから、その社員として雇用されてることが、何カ月以上前から雇用されてるということについて指名段階でも確認をし、そしてまた業者を選考して入札に当たらせるその前に、そういうことが点検されてるのかどうか、その点検の中身を含めて言ってください。

それと、これらの業者の中で、あとの2件についても皆そうですが、工事を今まで泉南市として発注をしていて、そして工事が全部完了したという届けが出て、市の方もそれについて検査せないけません、そういうことが済んでから出てくるものばかりであるんでしょうねということ、これはそれぞれの議案にかかわって、その際によろしいですから、そのことも今質問しておきます。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

泉南市への資格審査の申請書面、これは当然、特定でしたら特定に見合

う技術者の職員を採用してるという前提がございます。それで、先ほどお話しさしていただきましたように、その資格者が異動になった場合は当然異動届、それに見合う資格者証の確認、それは当然行っております。

それと、資格審査のときの関係書面ですね。それは当然資格に見合う雇用の確認、それと工事の完了実績、資本金の額とか代表者の関係、それに付随した関係の書面は提出していただくようになっております。

以上でございます。

〔和気 豊君「質問にちゃんと答えるよ」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 済みません。1点答弁漏れがございました。

手持ち工事の関係は、当然、今回3件挙げさしていただけてます業者につきましては、手持ち工事はございません。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 何で答弁が、質問者の質問の趣旨に答えてくれないのかわからないんですが、市として指名業者を決定する際も、事前の申請書の中で雇用の実態として把握できるものをきちっと確認してるんかと。一級建築士、この場合、特に特定建設業者、技術管理というんですか——が必要ですから、そういう点でその業者がちゃんとそういう一級建築士を、例えば岬町の場合でも3カ月以上前から社会保険に入ってるという確認もしてるんです。私ね、岬町でも電話でぴゅっと問い合わせしたら、こういうことについてどうですかと言ったら、簡単にさあと話が入ってくるんです、問い合わせだけで。ここで3回も4回も質問しても、その答弁が出てこないんです。何でなんですか。

そして、聞いてないのに、異動があったら入れさしてますて話をするんです。えらい簡単に異動するようなことがあるような感じですが、きのう異動してきても——きょう入札があるんできのう技術者を入れたと、これはおかしいですよ。まともに雇用してないということですよ。だからそんなんはだめだと、もうそういう人は指名業者にも入れないと。

これは、ここ数年、特にこのことについて、指名競争入札についていろんな問題が起こってきてるから、競争入札のあり方についても、例えば最

近では貝塚なんかも改善しましたし、いろいろやっていますが、そういうことから、特に丸投げがあってはいかんと。ペーパーカンパニーが受けて、ひょっとまた横ちょへ流すと、こういうことではぐあい悪いということもあって、きちっとそれぞれの、ましてやランクが上になってくると、しかも今度の仕事なんか特定建設業者でないとできないという事業ですから、そういうことになると特定の建設業者については、特に技術者については、特にきちっとその社員として日常ふだんからその業務をやっていることを確認できるように、岬町の場合でも、私はそこまで質問してなかったんですが、一言聞いたら、私ここでは3カ月以上社員として、きちっと社会保険にも入っているそのことが証明できるコピーと、それから一級建築士というきちとした資格を持ったその人の資格証と、そういうものを添付して指名業者の願いのときには出してもらっています。そして入札の前にそのことをもう一度書類として審査をして確認をします。でないと入札には参加させません、簡単にこう言うんですよ。だから、今ここでそのことが言えるんですかと聞いているんですよ。

それから仕事も、完了届が出ていないものについては入札には参加させていません。これは後の仕事のことでも聞きますけども、そういうことはそういうふうにきちっとなっているのかどうか、そのことをお尋ねしたいんです。どうですか。もう何度も質問させないでください。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） まず、指名願の際に、先ほどから何度もお答えしているんですけども、いわゆる資格ですね、そういったものの点検というのは、これはやっておるということでございますので... ..（林 治君「どういう資格を点検してるんや、どういう形で」と呼ぶ）一級建築士等、必要な資格につきましては点検をしておるということでございます。

あと、保険の加入等につきましては、これは経営審査事項の中で一定の点数化された指標ということございまして、現在でしたら我々その中で点検を行っておるということございまして、直接そのときの雇用保険の証明書を出すとかいう手続は、現時点ではとっておらないということございまして。それは経営審査事項等におきまして、一定、減点対象というような形で評価されておるということもございまして、やはり資格のところのものとは若干異なっておるということもございまして、我々として

は今そういう状況でございます。

林議員の方からいろいろ御提言もございまして、そのあたりは我々としても各市町村の状況等を今後いろいろ調査はしていきたいというふうに考えております。

それから、完了届につきましては、当然そういうものが出ているものにつきまして、今回持ち工事を持っておられるところについては指名をしておらないと、こういう状況でございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） ようやく答弁として、結局やってないということについて、大阪府の経営審査会の書類だけで済ましてると。市としてそういうことのないようにというチェックはやっていないと、直接的には。そうでしょう。

例えば、今の答弁でも、当然指名業者の願いの中では一級建築士がどうやこうやと。その一級建築士がその社員としてちゃんと常駐して雇用されておるんかということやをさっきから何遍も聞いてるのに、結局そのことが証明できないんですよ、当局は。大阪府下には府内の業者だけでも数千もおるでしょう。府外からも入るでしょう。幾ら大阪府が大きかったって、私は全部そんなにきちっとできてとは思いませんけど。そんなこと言うたら、また大阪府の人が怒ってくるかわかんけども。

泉南市でやる仕事ぐらいについては、何でもともに泉南市としてそういう点検ができないんでしょうか。岬町はちゃんとやってると言うんですよ。私はほかの市にも聞いたんです。近隣の大きな市にも聞いたんです。ちゃんとやってると言います。そんなもんあるのが当たり前ですがななんて言うて、もう私それ以上質問できなかったんです。泉南市はやってないんです。

これでね、市長、私はそこで長の責任を問いたいんです、長としての、泉南市の市長としての。本当に公正な——これは7年度のこの審査の一番冒頭に私はあなたに質問してるんですよ、このときも。もっと古いのもありますけど、そんな古い話を言うてもしょうがないから。私は冒頭に市長に、入札制度のあり方について市長の考え方を聞きたいと言うたら、市長はそこで制限付きの一般競争入札とかいろいろあるということも言って、工事の発注については公正なやり方をやらないかんという意味のことをち

ちゃんと言うてるんですよ。

市長としてはそう言うてるんですが、実態は、法律があっても泉南市の行政として執行するという段階では、結局市としてのそういう業者をきちっと審査をして、こういう大きな仕事をするのに、発注するのに技術者が常駐してちゃんと持って、そら言えば、来てくれと言ったらすぐ来るかわかりませんが、そうじゃないんですよ。責任ある仕事をしようと思ったら、そうはいきませんよ。点数が上がっていったら何ほども取れるということで、業者としての實際上実体がなかったら、技術力の向上も含めていろいろ努力してやっていただかないと、いいもんでないじゃないですか。自分とこでできないからいうて、よそへどんどん仕事を出されてたら——いろんな話聞きますよ。やられてたら、結局市民の税金がまともに使えないんですよ。これはおろせばおろすほど、そこではいわゆる不労所得みたいになりますから、高くなるんですよ。

私はいろいろ耳にするんです。泉南市のこういうことのあり方について。余りよいふうには聞こえませんが、泉南市は入札のやり方が。だから、私はこういうあり方を正すために、きょうはずうっと質問させていただいてるんです。7年の12月もそうです。8年の12月も、8年の3月でも、ずうっとこれを言うてきたんです。最初の話もちょっとどっかへ行ってしまいましたけども、福田助役の地域の精通性の問題だって……。

だから、こういう点をもっときちっとやらないと、今回の入札だってそういうふうには市内の業者の指名——あなた方は要綱だとかいろいろつくってますけども、結局はその点について、主体的に公正にやるという点での点検すらまともに市としてやってないということがはっきりしたわけですから、私はこういうことで公正な入札はできないだろうと、そう思いますよ。市長はどうですか。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 従前から本市の場合、指名要綱あるいは選定基準等を定めまして、公正、公明にやっております。ただ、御指摘がありました入札資格申請のときに、どの程度までの書類なり、あるいは確認なりつけさせるかということについては、市、町によって若干違うというふうに思います。我々の方はある程度、大阪府の方で経営審査事項の審査がございますから、その審査終了の書類、データが大阪府から我々の方に届いてまい

りますので、そういうことも踏まえて審査をしておるところなのでございます。

ただ、御指摘がありましたように、もう少し具体的に、あるいは内容によって事実確認なりする必要があるのではないかという点につきましては、私どもも今後そのあたりについては十分検討して、より公正な、あるいは透明性の高い形でいろいろなデータの収集なりやっていく必要があるかというふうに思っております。

ただ、やはり大勢の業者の問題でございますし、また内容によって相当数労力と申しますか、当然必要のある場合もございますし、市ではなかなかつかめない分も、経営実態等もございますから、それらについては、大阪府の経営審査事項を参考にしながらやっていくという1つの基本的なベースとしてはとらえていきたいというふうに思いますが、なお御指摘いただいたような内容については、今後十分検討して取り組んでいくものについては取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） もう長くなりますから終わりにしたいとは思っているんですが、私は確かに昔お聞きしたことがあるんですが、市長は一級の建築士を持って、一級の土木技術士ですか、何か私はわかりませんが、なかなか技術者の市長だということで、ずうっとそういう面では私自身も個人的には信頼を持っていますし、そういう方が市長になったらなおさらこういうことがきちっとやられるんだなというふうに思っておったんですが、今のお話を聞いてると逆なんですね。そうでないところでも、市町村でも既に早くからそういうことについて取り組みしてるのに、今になって言われて、おとしも言われて去年も言われて、そしてその要綱をつくって、今回もこれ言わないとそういうふうにならないと。それから、大阪府の云々と言って、そこへ逃げ道ばかりで、私はそれでは市の行政はじゃじゃもじゃになってしまう。そういう批判もまた外からもあるようです。

だから、私は今の段階でこういうふうにいわれる指名業者の書類上の確認の際にも、さっき言われましたけど、そんなん大した——特定建設業者というのは、泉南市で今市内の指名業者ですね。特にできるだけ市内の業者優先ということを言うてるわけですから、市内の業者で全部で何社ですか。何社あるの。そんなにひっくり返るほどあるんか。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

建設業で泉南市内業者で特定を持ってる業者は、24社ございます。

以上です。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 市長ね、24社ですって、全部で。24社の点検するぐらい、そんなに難しい話は1つもないですよ。これが難しくてなかなか点検できないようなことでは、私は行政がまともに機能してない、市長の管理監督も含めてまともにできてないと言わざるを得ませんよ、これ。こんなことぐらいちゃんとはっきりしなさいよ、こない仕事さしてるのに。そうでしょう。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行政はちゃんとやっております。ただ、絶対的要件とそうでない付随の部分がありますからね、その点は今後、絶対的な部分はちゃんと確認はいたしておりますが、それに付随した部分についてのデータ収集なり、あるいは事実確認をしたらどうかということだというふうに思いますから、その辺は、先ほども申し上げましたように、できるだけ確実にやれるように体制づくりをしていきたいと、こういうことでございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 絶対的要件とか何か特に言われたんで、一言言わざるを得なくなっただんですが、今言うてることが絶対的条件じゃないでしょうか。私は、先ほどから言いますように、よその市町村に問い合わせしても、まずそのことを冒頭に言いますよ。一番肝心なことが抜けてるんですよ、それやったら。きちっとそのことが、いわゆる丸投げや何かややこしいことのないように、きちっとした仕事をしてもらおうと思ったら、一番肝心なことをきちっと、書類でちょっと出さすぐらいのことは大したことないし、ほんまにささいなことのできる仕事です。あなた、直接市長にやれと言ってるんじゃないですよ。そんなことをちゃんと担当、所管のところでやらすようなことをようせんようなことで、一体何でまともな指名ができますか。これは助役も含めて責任ありますよ。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど御答弁申し上げましたように、資格要件等についてはきちっと処理をしております。（林 治君「できてない」と呼ぶ）言いましたように、保険加入とかいう点については、経営審査事項の中での減点の1つの要素ということでございますから、それはそういう形で現在運用しているところでございますが、なお、十分確認をする方がいいんじゃないかということでございますから、それは今後...（林 治君「そんな運用ではじゃじゃもじゃなんですよ、行政が」と呼ぶ）我々の方できちっとやっていきたいと、こういうことでございます。

〔林 治君「私は一応これで終わります」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと関連をして二、三お聞きをしたいというふうに思うんですが、1つは、手持ち工事が無いというふうに断言されたんですが、その手持ち工事が無いというのは、どういうことで判断をされるのかですね、具体的に。例えば、先ほども例が挙げられましたけれども、他市町ではいわゆる工事完了届、これが業者から提出されて、それが出たかどうかで工事の完了の有無を明らかにする。すなわち、手持ち工事を持っていない、こういうことになるわけですね。その辺を、当市では手持ち工事が無いということは、どういう時点で、どういう中身で判断をされるのか、それを1つお聞かせをいただきたい。

それからもう1つは、先ほど経審で確認をしたけれどもということで、雇用保険の適用事業所、あるいは社会保険の適用事業所になっていると。もちろん労災保険の適用事業所にも当然なっているというふうに思うんですが、しかし大田さんがちょっと言われたんですが、これはいわゆる責任技術者といいますか、一級建築士の資格を持っている人が、いわゆる健保加入者ではないと、社会保険の加入者ではない、現在のところ。そういうふうに言われたのか、雇用保険に入ってるけれども、健康保険、社会保険には入っていないと、こういうふうに言われたのか。何かいないというふうに発言されましたので、その辺ちょっともう一度確認をしたい、再度御答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

それからもう1点は、若野さんにお聞きをしたいんですが、先ほどこの事業はいわゆる地域改善事業に当たることによって、3分の2を国庫から補助を受けると。そして30分の4、これを府から受ける。あとは全部起

債で充当されるんだと、こういうことでしたけれども、もう一度確認をしたいんですが、今回のこの3事業——まあ1点だけでいいですわ。今回これだけですからね。野村建設が落札されたこの事業については、具体的にどういうふうになっているのか、お示しをいただきたい。

ただ、市の持ち出しは、例えばいわゆる国基準を超えて市単独部分があるんで市の持ち出しがあるんだと、こういうことなのかどうかですね。その辺、そういうことであればその部分はいかほどになるのか、その辺も明らかにしていただきたい。

以上、3点です。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

手持ち工事の判断につきましては、和気議員さんおっしゃいましたように、当然工事の完了届の中で確認しております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 先ほどの私の答弁の中で、健康保険の関係を申し上げました。健康保険につきましては、この3本の工事の落札業者の中で、2社については入っておらないという御答弁をさしていただいております。ところでございますが、人数、従業員数の関係等もあろうかと思っておりますが、できるだけ健康保険にも入るよう今後とも指導してまいりたいと、このように考えております。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、財源の内訳につきまして御説明申し上げます。

先ほど申し上げましたように、国費が3分の2、それから府費が30分の4、トータル……（和気 豊君「具体的に聞いたんやから、この件に関して。額を言いなさい」と呼ぶ）国費対象外という事業がありまして、それは市費を持ち出してあります。では、国費対象外とはどういうことかということになれば、増改築の場合でしたら、玄関のドアを取りかえたり、それから手すりの取りかえ、それからサッシの取りかえ、自転車置き場の設置、それからプロパン庫の移転等、この際に工事を一緒にやらさしていただいて、住宅自身のライフ期間を延ばすということで位置づけをさして

いただいて、あわせて工事をさしていただいております。なぜかという、やはり足場、いろんな工事諸経費の問題も十分安く上がりますので、そういう形をとらせていただいております。

ちなみに、事業費といたしましては、国費が大体1億2,740万、それから起債といたしましては6,830万、一般財源といたしましては6,153万円ほど。これの比率といたしましては、対象外の事業も込みで国費が45%、起債が26%、一般財源が29%。ただ、府費につきましては、前畑5号棟以後の問題ですが、30分の4は一応当初としては起債で計上して、あと公債費補助という形で後年度で補助金をいただくようになっております。ですから、ここには国費が出てきてますが、府費の位置づけとしては起債で上げさせていただいております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと順不同になりますが、伊藤さんにお聞きをしたいと思うんですが、今年度、この平成8年度ですが、野村建設はこのほかに既に2つの事業を落札しているわけですが、このいわゆる請負事業ですね、これについては、先ほどの答弁では既に工事完了届が出ていなければならない。これを1つの規範にして、基準にしてこの事業の指名に入れた、こういうことなんで、その辺は2つについて——ちょっと申し上げますと、1つは9月5日落札の下水道事業ですね、4,935万。それからもう1つは、8月7日、鳴滝第二保育所の大規模改修、これが6,800万。それぞれもう既に工事完了届が出ている。この確認の上に指名に呼ばれた、こういうことですね。こういうように理解していいんですね。それが1点です。

それから、こうやって聞きますと、いろいろと若野さんからも出てくるんですが、先ほどこの案件で具体的に聞いているわけですよ。そしたら、やっぱりその辺は単独事業の部分があったと、そういうことで一般財源も持ち出しをしている。それから、公債費の関係で後から充当していただけるんで府費は入っていないとか、こういうことを具体的にこの中身として答弁していただかないと、これも同じように8割の、あと全額起債充当と、こういうふうに思いますからね。

それじゃ、6,153万、これの一般財源ですね。府費は後から入ってく

るということですから、それに期待をして置いておきまして、6,153万、これは全部単費ですか。こうやって単費部門がどんどんふえてきますと、やっぱりこの事業は純粋に地域改善事業だというふうには言えないわけでしょう、補助、起債の割合からいえば。やっぱり対象外が——ドアのあれなんていうのは、基本的なあり方じゃないですか。基本的な建築の構成部分じゃないですか、ドアをつけかえるなんてね。そんならやっぱり起債外が、当然地域改善事業として適用されるべきものであると思うところでも対象外になって、いわゆる市の持ち出し部分が多くなる、こういうことが明らかだというふうに思うんですが、ドアなんていうのは当たり前だと、自明のことだというふうに思うんですが、その辺をお聞かせいただきたい。

それから、最後になりましたけれど、野村建設は健康保険の適用事業所ではないんですね。ないんですね。これは従業員7人ということになっているわけで、その辺からそういうことになっているんですか。ほかに理由があるんでしょうか。この辺はちょっとお教えいただきたいというふうに思うんです。

それと、適用事業所になっていない。経審の中の1つの重要な確認要素、健康保険あるいは厚生年金保険に入ってるかどうかというのは。そのことで私資料もいただいておりますが、それに入っていない。大阪府の経営審査の点で重要な部分が欠落している。にもかかわらず指名に入れている。これは、経審を重視するということからすれば、それと相反することになるのではないですか。経審を唯一の頼りにして、市が独自に資料をとっておられないわけでしょう。経審で審査確認された、それをそのまま横滑りに認めておられるわけでしょう。にもかかわらずそこで重要な確認要素になっているその部分が欠落している。どうして指名に入れるんですか。おかしいじゃないですか、この点は。

ちょっと3つ、再度お尋ねします。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の方からは健康保険の点と、それから持ち工事の点についてお答えをいたします。

まず、持ち工事でございますけども、これは先ほど答弁いたしましたように、工事完了届をもってやっておりますが、泉南市の指名の場合の持ち工事というのは、それぞれの業種——業種と申しますか、工事の種類ごと

の持ち工事ということでございまして、建築工事の持ち工事について点検をしておるといふこととございまして。その点につきましては、鳴滝第二保育所の方を完了されておるといふ確認を受けております。

それから、健康保険でございますけれども、当該の野村さんがその該当の事業所かどうかといふのはちょっと、私も専門的ではございませんので、この場では明確には御答弁はしかねますけれども、経営審査事項の中では、確かに通知いただいているのは、入っておらないといふ報告を受けております。それは経営審査事項の中の先ほど申し上げたような減点の要素でございますまして、その要素も含めてトータルで既に野村さんに対する経営審査点といふのが決められておるわけとございまして。それを受けまして泉南市の方で、あとは工事実績等を踏まえてランクづけを行っておるといふこととございまして、これをもって直ちに指名しない、そういうようなことにはならないといふこととございまして、御了解をお願いいたします。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 先ほどの工事内容で、国庫対象外となっておりますドアのこととですが、これは玄関ドアで、国庫対象内事業といふのは、あくまでも今の状況でしたら裏のベランダ、現状のベランダから1部屋増築を継ぎ足す部分が国費対象になっております。

そしたら何で玄関ドアをかえるんやといふ論議とですが、建ってもう20年近くたっておりますし、特に鉄扉で、高齢者化も進んでおりまして、非常に扉自身もきしみ、いろいろあります。再々の修繕等も実施しておりますが、やはりこれは根本的にこの際取りかえさしていただいた方が、後々のメンテに対してもいいだろうといふことの判断でやらさしてもらってまゝです。

また、サッシにつきましても鉄サッシでございまして、これはよく修理の依頼もあるんですが、サッシにつきましては、部材も今のところ鉄サッシで調達すら困難な状況になってきております。これもやはり同じように足場等設置していきますので、この際その足場を十分使わせてもらって一緒にうちがうち単独工事としてやらしていただくといふことと、設計もさしてもらっております。

このサッシとか手すりについては、何とか府の方でも面倒を見てくれんかといふ論議も醸さしていただいております。府貸しの方でも、まだいい

結果は出てませんが、依頼の交渉をさしていただいております。（和気豊君「先のええ話はええよ、聞いてもせえへんことを」と呼ぶ）。

以上が今回の単独のやらさしていただいている工事内容でございます。どうぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1点目の工事完了は既に終了していると。これはまた後で、届けが出ておればいつづけで出ているのか、ちょっと日付だけでもおっしゃっていただけますか。当然、今回の入札にあっては、重複工事はできるだけ避けると、この基本原則を貫かれていますから、その関連では既に賢明な理事者側におかれては確認されているだろうというふうに思いますので、その完了届の確認日、これをお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど健康保険と厚生年金の加入がないということで減点をしているんだということなんですが、この健保加入というのは、常用をどれだけ抱えているかということの1つの大きな判断の基準になるわけですね。通常、強制適用事業所というのは、5人以上従業員を抱えているところでは健康保険の加入というのを義務づけられている。すなわち強制適用事業所になると、こういうふうに健康保険法ではなっておりますし、そしてなおかつ週4日以上、1日4時間、8時間労働ですから半分以上の労働に従事する場合には健保加入を義務づける。3強制保険ですね。雇用、それから健康保険、それから労災、この3強制保険は当然加入を義務づけているわけですが、そういうことになってまいりますと、7人というふうに人数が——当提案されている案件のみに限りますけれど、野村7人というふうに従業員数になっているんですが、この辺は常用かどうか、こういうことさえ疑わしくなってくる。

それから、いわゆる特定事業者にかかわる技術者ですね。一級建築士、二級建築士がいるというふうになっているわけですが、これもよく世間では、ここだとは言いませんけれども、こういう有資格については名前貸しで処理しているというようなことも世間一般によく言われている点なんです。そういうことがないのかどうか。この一級、二級の建築士、技術者を含めてすべて常用だ、健保に加入さしてあるんだ、労災適用者なんだ、こういうことになれば私は納得いたしますけれど、雇用保険あるいは健康保

険の基礎になります労働者名簿、これは確認をされたことありますか。常用の人たちの名前を7人書いている労働者名簿ですね、こういうのは確認されたことがあるか。これも1つのいわゆる常用であるか非常用、アルバイトであるか、こういうことを見極める大きな基準になっておりますから、その辺はどうなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどね、一般改修費というのはやはり3,000万近くあるわけですよ、このいわゆる地域改善事業以外でね。ところが、今聞いたら、これはいわゆる残事業ではなくて一般の改修費だと、6,100万。そして一般改修費が7年度では2,000万何がしかを含めて1億近くなるわけですね。それはほとんど補助外だ。国庫補助外だ。そんな事業がどんどんふえていってるわけです。これが市財政に大きな影響を与えていってるわけです。そのことを問題にしてるわけですね。すべて事業は国庫補助8割、あとはすべて起債充当だと、こういうふうにはなっていないんです。1億も一般改修で、市の単独事業で、国庫補助が受けられない事業が、市財政圧迫の大きな原因になってるんじゃないですか。そこを問題にしてるんですよ、私は。その辺も再度御答弁をいただきたい。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えいたします。

鳴滝第二保育所の改修工事、これは平成8年10月をもって完了しております。

それともう1点、労働者名簿の確認なんですけれども、泉南市の資格審査の申請の中に労働者名簿の添付を義務づけております。

以上でございます。

〔和気 豊君「答えになってない。抜けてるで」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

〔和気 豊君「抜けてる言うてるねや、答弁が。労働者名簿のやつだけ聞いたんと違うがな」と呼ぶ〕

事業部建築課長（若野和敏君） 国庫補助事業以外は一般事業じゃないかという御指摘ですけど、先ほども申し上げましたように、やはり工事をやるときに経済比較さしていただいて、何がより効率的に成果を上げれるかというのも、大きな我々の議論するところでございます。今回もやはり国費をいただきながらこういう工事をやるということになれば、あわせてこの

際これをやらさしていただく方が、はるかに経済的には、将来を見据えた上では有利に回れるということで判断さしていただいて、あわせて工事をやらさしていただいております。住宅自身のライフの問題もございまして、やはり将来的にもしっかりと住宅を保持していかなといけないということもございまして、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 同和対策事業といえば国庫補助が8割受けられると、こういうことで市の大きな負担にはなっていないんだと、こういうふうにおたくらは口をあければおっしゃられるわけですね。しかし、今明らかになりましたように、いわゆる国庫補助の対象になるのは50%以下と、こういうことで、あとは一般財源、単費で市がすべて市民の皆さんの血税から持ち出していくと。まさにこのことが大きな負担になっているじゃないか。負担の問題を私は言っているわけですね。小さな、その工事をやるときのメリット、そういうものを問題にしているのではないわけですね。そういう負担の増大のあり方、これに的を絞った論議をしているつもりであります。

だから、市の方も答弁されるときにはちゃんと、これは国費対象であります、これは国費対象外であります、市の持ち出し部分であります、こういうふうに言っていたかかないとですね。その辺はわきまえて、今後きっちり答弁をいただきたいなというふうに思います。

それから、健康保険と厚生年金ですが、これについてはちょっと伊藤さんから、労働者名簿については、当然これは義務づけられてるということがわかるわけですね。だから、労働者名簿に入るぐらいの人を雇っているわけですから、7人もおられるわけですから、当然健康保険にも労災にも入れていかないかんと、こういうふうに思うんですが、雇用保険のみだと、こういうことになってきますと、これはどうだろうかというふうに思うんですよ。やっぱり本当に常雇いが、常用が雇用されていると。ならば当然、7人ですから強制適用事業所として健保加入をします。それがやっぱり事業体としての1つの能力、資質、こういうものを判断する大きな基準になる。

今の時代に、5人ちょっと超えれば繊維関係でもほとんどが事業主半分負担のこういう制度に、大変な時期ではありますけれど、やっぱり労働者

の安定した雇用、そして健康を維持増進すると、こういうことでちゃんと入っておられるわけですね。そんな泉南市の指名業者が、仮にも2億5,000万を超える落札を受ける業者が健保にも入っておられないと、こういうことでは、減点はその部分してるといっても、本当に工事を完工できるだけの能力があるのかどうか、こういうことはやっぱり疑問を、疑義を持たざるを得ない、こういうふうに思うんですよ。これは今後の問題ではなくて、今までのいわゆる指名業者指導の行政のあり方が、まさにこういう形で凝縮して出てきている、こういう問題だ、こういうふうに言わざるを得ないんです。

私はこれで終わります。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———稲留君。

23番（稲留照雄君） 久しぶりに皆さんの前へ出て、理事者側の気持ちもよくわかりながら、議員の職務を果たさなければならないというふうに思います。

私は、この議案の問題点の中で大きな疑問を持っておりますが、余り細かいところを聞きたいとは最初は思っておりませんでした。しかしながら、各議員の質問あるいは答弁を聞きながら、あるいはこの数日間業者の方々との会い、話を聞いて、どうしても幾つか疑問点をただしておかなければならないというふうに思います。

ここで聞きながら、私は理事者側のこの問題に対する熱意もわからないわけではありません。しかし、議員に対して本当にその質問に丁寧に答えただかどうかということについては、こちら側で聞いている限り非常に不満足であります。また、この10年、私は泉南市を留守にしておりましたので、そういう意味では実情に疎うございます。ただ、泉南市の将来を考えて、この問題がこれからも続くなれば非常に不安であり、市民の将来にとって希望のない、活力のないまちになっていくと思います。そういうことを前提にして、細かい点は聞きたくないと思ったんですが、少し質問することにします。

まず、同和対策事業は私たちにとってどんなものかということについては、市長の御答弁にもありますように、考え方はそれでいいかと思います。問題は、同和対策事業は、あるいは同和対策の同和问题に対する考え方というのは、自分たちの問題としてとらえて、それをなくすために自分たち

の問題をどう行政に生かしていくかということではないかと思えます。それは差別される側の問題じゃなくて、しているとされている側の問題だという認識に立った上での話であります。それが、ひとつ事業になりますと、はっきり申し上げてそういう理念を超えて金銭の問題になっていく。最初の3月の議会あたりにこういう話をしたらいいかと思えますが、したがって基本的な考え方だけ、自分の問題だということで取り上げて、お金の問題、事業の問題にすりかわってきたことに対してお聞きします。

まず、この入札が本当に一般的に見て、認められる形で行われたかどうか。1点です。

2点、この入札の敷札はだれが入れたか。私は過去、幾つかの例を知っておりますが、先ほど小山議員からの質問もありましたように、もし助役のお答えのように、指名した人が適正でない値段を入れるということであれば指名をしない方がいいと、私はそう思います。そういう意味で聞きたいのは、これの決定においてどなたが責任をとるのか。この敷札の封書に封印をした人はだれなのか、それをお聞きしたいと思えます。

たくさんの質問を皆さんがしましたので、もし議長のお許しが得られるなら、その都度区切って御質問したいと、このように思います。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 2点御質問があったと思えますが、入札が一般的に認められるような形で行われたのであるのか、どう考えているのかという御質問であったかと思えますが、今回の入札は適正な手続のもとに行われたというふうに理解をしております。

それから、入札の敷札というのは、要は価格を入れているのがだれかということですが、こういう点についてはお答えができません。

議長（山内 馨君） 稲留君。

23番（稲留照雄君） かつてだれが責任をとるかということについて、議会で論議がありました。責任をとるのはその敷札を入れた人間、あるいは入れさせた人間だということは明々白々です。その入れた人間を言えないというのは、何か裏にあるんじゃないか、あるいはもし、勘ぐって言えば、それがわかったら何らかの形で営業攻勢があって、不平不満が起こる、公平な入札制度ができないんじゃないかというふうに考えておられるんなら非常にナンセンスだ。その入れた人間が公正で、自分のした仕事に絶対の

自信があるんなら言っていいと私は思います。

かつてそういうことをした人間がいるということは、助役、あなたは知らないだろうけども、ほかの人は知っている。責任とるのはそんなに大した、難しいものではないよ。と私は思います。言わないんなら言わないでよろしい。

じゃ、業者の弁を少し言いましょう。この問題で、ここに入れた業者で、同和対策事業には地域に非常に密着して、地域の事情をよく知った人を入れるということについて異論はありません。しかし今回、地域に密着していると。一般的には、もし件数が1つなら入れないような人が入っています。ここです、問題は。この問題に入札をした、応札をした、書面上は。私の調べた限り、ほとんどの業者は計算して入れていません。これが問題なんです。なぜか。私らが入れても取れる見込みはない。本当はそうじゃないと。

繰り返しますが、小山議員が言ったように、底を入れたらその会社の条件によってもっと安くできるものも、安く入れたら下で失格する、そういうことをはっきり業者は言っています。ここでもし質問があって、その業者やその中身をほんとに言わなきゃならんのだったら言いますが、まあ経験上、榎崎弥之助さんのようにはまだ訓練が足りませんから言いませんが、とにかくあなた方は書類だけであればそれでいい。それはそうでしょう。だけど、この工事をどうしてもしたいという業者が今の時代にどれだけいるか。それが、特定の業者に回っていくような入札の仕方をして、それが正しいなんていうことは言えるはずがない。それを言いたいんです。

ここに23の業者があります。23の業者の1年間の総事業量は416億円。余りいい計算じゃないですけども、23で単純に割ったら1社当たり18億円。非常に物すごい数字です。1年間ですよ。ここに書いてあるんだから。もし泉南市に仮に事業があるとして、この23の業者で、関西国際空港の前にあるタワービルが5年間で4つも建つような大きなお金の事業量をこの人たちは持っています。これを見ればそう書いてあります。

私は一人一人聞いてみました。本当ですか。非常に難しい、答えられない。私は答えられないんじゃないかと思う。この総額416億円の事業量、これだけ実績があるということを市長、信じていますか。教えてください。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君）ここに上がってます年間平均実績というのは、先ほど来言っておりますように、大阪府の方で経営審査事項の中の実績ということでございまして、これは当然この周辺の地域あるいは大阪府全体の企業として、官民を問わず上げられた実績であるということでございますから、出所はその経営審査事項の中の書類と、こういうことでございます。

〔稲留照雄君「議長」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君）ちょっと待ってください。稲留議員の質問の中で、応札した業者は計算をしてないという言葉がございました。しても特定業者しか取れんのに、どうせ計算してもむだやというようなことがございましたから、これは入札行為の中では重大なことでございますので、暫時休憩します。

午後 3 時 2 3 分 休憩

午後 4 時 4 3 分 再開

議長（山内 馨君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。暫時休憩します。

午後 4 時 4 4 分 休憩

午後 1 1 時 4 2 分 再開

議長（山内 馨君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君）御異議なしと認めます。よって、この際会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 2 月 1 7 日 1 日間と議決されておりますが、議事の都合により、会期を 2 月 2 6 日までの 9 日間の延長をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君）御異議なしと認めます。よって、会期は 2 月 2 6 日ま

で9日間延長することに決しました。

さらにお諮りいたします。明2月18日の会議は、議事の都合により特に午前0時に繰り上げて開くことにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 11時43分 休憩

午前 0時 流会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長

山内 馨

大阪府泉南市議会議員

藪野 勤

大阪府泉南市議会議員

北出 寧 啓